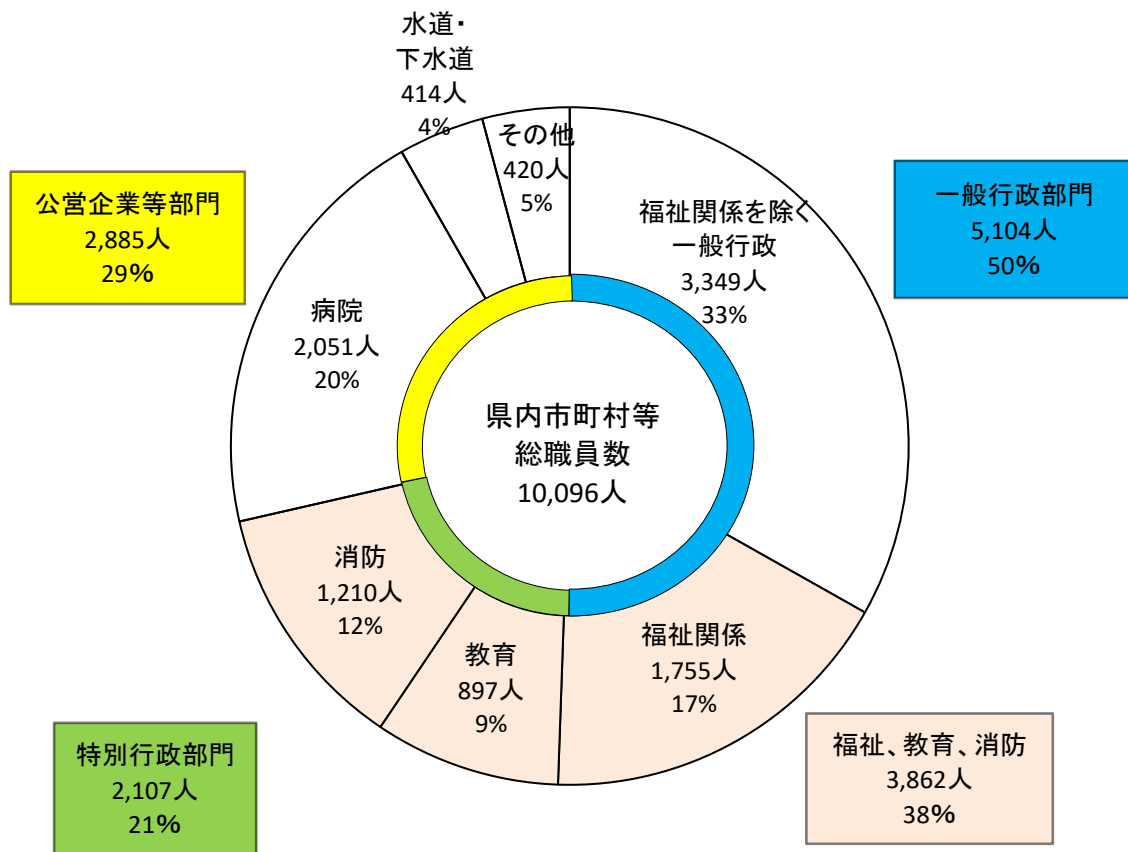


# 部門別職員数の状況(令和6年4月1日現在)

(市町村・一部事務組合・広域連合の総職員数)



## [部門別の特色]

- 福祉関係を除く一般行政(議会、総務・企画、税務、労働、農林水産、商工、土木)  
国の法令等による職員の配置基準が少なく、地方公共団体が主体的に職員配置を決める余地が比較的大きい部門である。
- 福祉関係(民生、衛生)  
国の法令等による職員の配置基準が定められている場合が多く、また、職員配置が直接住民サービスに影響を及ぼす部門である。
- 教育部門、消防部門(特別行政部門)  
国の法令等に基づく配置基準により、地方公共団体が主体的に職員配置の見直しを行うことが困難な部門である。
- 公営企業等会計部門(病院、水道、下水道、交通、その他)  
独立採算を基調として企業経営の観点から定員管理が行われている部門である。